

厚生労働省老健局振興課長

「通院等のための乗車・降車の介助」の適正な実施について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第 号)において、「要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定することとされたところである。

今般、「通院等のための乗車・降車の介助」の適正な実施を図る観点から、以下のとおり取り扱うこととしたので、費職におかれては、介護保険法上の指定訪問介護事業者の指定に当たって十分留意するとともに、適切な指導監督を行っていただくようお願いしたい。

また、管内市町村に対し、本通知の趣旨の徹底を図るとともに、十分な連携体制が図られるよう御配慮いただきたい。

なお、指定訪問介護事業者が「通院等のための乗車・降車の介助」を行う場合には、「指定訪問介護の内容」として運営規程に明示することとしており、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号)の一部改正をあわせて行うこととして行っているため、念のため申し添える。

#### 記

「通院等のための乗車・降車の介助」について、地域における当該サービス必要性、当該サービスの質の確保及び保険給付の適正化といった観点から、都道府県及び市町村においては、事業所の指定、指導監督等に当たり以下の点に留意の上、十分な連携を図ることとされたい。

都道府県知事は、「通院等のための乗車・降車の介助」を行う指定訪問介護事業所の指定に当たり、事業所の所在地の市町村に対して、以下の内容について意見を求めるとともに、必要に応じて、指定前に実地調査を実施し、当該事業所の人員が指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。)で定める員数を満たしていること、基準省令に従って適正な事業の運営をすることができると等について確認すること。また、既に指定を受けている指定訪問介護事業所から運営規程の変更届が提出された場合も同様の取扱いとすること。

- ① 当該地域における「通院等のための乗車・降車の介助」を伴う移送サービスの供給状況
- ② 当該事業所のサービスの提供体制
- ③ 市町村との連携体制の確保状況(介護予防・地域支え合い事業等との関係、地域ケア会議その他市町村が行う取組に対する協力状況又はその見込み等)
- ④ その他指定に関し必要と認められる事項

#### 2 指導監督等に当たったるの留意事項、市町村との連携等

##### (1) 市町村の関与

事業所の指定を行う都道府県だけでなく、より身近な市町村が指定訪問介護事業者による「通院等のための乗車・降車の介助」の提供状況を確認するため、事業所の所在地の市町村は、介護保険法第23条に基づき、必要に応じて文書の提出を求め、又は当該事業者の職員に質問若しくは照会するなど、「通院等のための乗車・降車の介助」の提供状況等についての情報収集を常時行うよう配慮すること。

##### (2) 指導監督等に当たったるの留意事項

「通院等のための乗車・降車の介助」は、身体介護の一部を構成するものである。したがって、基準省令第4条及び第29条の2に照らして、当該サービス行為に偏ってサービスを提供することは基準省令違反となり、都道府県知事の指導等の対象となるものである。

したがって、都道府県は、実態において、基準省令第4条及び第29条の2に照らして特定のサービス行為に偏っていないか、サービス担当者会議に参加しているかどうか、他のサービス事業者と十分に連携しているか等について十分に確認し、必要に応じて指導を行うこと。

また、市町村と十分に連携し、市町村が収集した情報を事業者に対する指導監督の際には十分活用するとともに、市町村から収集した情報に基づき必要と判断した場合には、随時実地指導を実施するなど、迅速な対応に努めること。

#### 1 指定に当たったるの市町村との連携

---

M E M O

---

---

MEMO